

平成29年6月8日(木)

障がい者所得倍増議員連盟 総会

文部科学省説明資料

障害学生の在籍者数

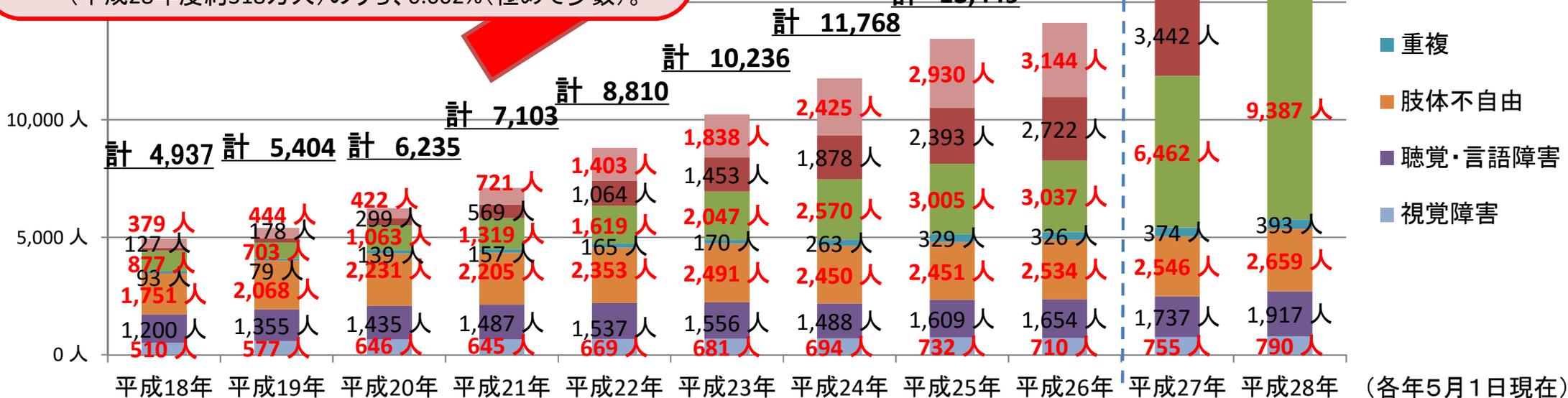
出典：平成28年度大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査（日本学生支援機構）

25,000人

知的障害のある学生の数（「他の精神障害」の内数）

- ・平成25年度 25人
- ・平成26年度 46人
- ・平成27年度 49人
- ・平成28年度 51人

→ 知的障害のある学生数は微増しているものの、全学生数（平成28年度約318万人）のうち、0.002%（極めて少数）。



※1 本調査における「障害学生」とは、「身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳」を有している学生又は「健康診断等において障害があることが明らかになった学生」をいう。

※2 「病弱・虚弱」とは、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、肝臓等の機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、神経疾患、悪性新生物等、及び身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とするものを含む。

※3 「精神障害」は平成27年度よりカテゴリーとして独立。平成26年度までは「その他」に含む。（平成24年度から「その他」の内訳を調査（平成26年度の「その他」3,144人中、精神疾患・精神障害は2,826人、慢性疾患・機能障害は247人、知的障害46人、それ以外25人））

※4 グラフの数値には、「大学」「短期大学」「高等専門学校」における人数を含む。ただし、研究生、科目等履修生、聴講生及び別科生は含まない。



①情報公開や相談窓口の設置

- ・障害のある学生への修学支援情報の公開
H24年度113校(9.4%) ⇒ H28年度401校(34.2%)
- ・障害学生の相談受付窓口の設置
H26年度650校(54.9%) ⇒ H28年度780校(66.6%)

②受験上の配慮

- ・入学者選抜における受験上の配慮を行った受験者数
H24年度2,748人 ⇒ H28年度3,640人(78.6%)

③支援の実施

- ・障害のある学生への授業に関する支援実施校
H24年度601校(50.2%) ⇒ H28年度722校(61.7%)
- ・授業以外の支援実施校
H24年度480校(40.1%) ⇒ H28年度620校(52.9%)
- ・発達障害のある学生への支援状況
H24年度506校(42.3%) ⇒ H28年度600校(51.2%)

これらのデータは、日本学生支援機構の調査(※)による
(※)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書

④各大学等への意識の涵養

- 平成28年4月の障害者差別解消法の施行を踏まえ、文部科学省内に有識者検討会を設置
- ⇒大学における障害学生支援の取組の具体的な進め方と留意事項を整理・検討
- ⇒平成29年3月『障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)』を取りまとめ
- ⇒現在、大学の理解促進に努めているところ

障害のある学生の修学支援に関する検討会（平成28年度）

- 「障害者差別解消法」において、大学等を含む行政機関等や事業者に対して、障害者への不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供が義務ないし努力義務とされた。
- 平成27年11月、文部科学省が所管する私立大学等の事業者のための対応指針を策定・告示し、また、平成27年度内に国立大学等が国等職員対応要領の策定・公表を行うなど、障害者差別解消法等に基づく対応を、関係機関が進めてきた。
- 平成24年度、これらの動きに先んじて「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」を高等教育局長決定において開催し、当該検討会において「第一次まとめ」を取りまとめ、大学等における障害のある学生の修学支援の充実を促してきた。
- 一方、各大学等においては、障害学生の在籍者数の急増に伴い、今まで以上に、これらの学生の受入れや修学支援体制の整備が急務となっている。
- こうした状況を踏まえ、障害者差別解消法の施行を踏まえた高等教育段階における障害学生の修学支援の在り方について検討を行うため、「障害のある学生の修学支援に関する検討会」を開催。

スケジュール

- 第一回：4月19日 論点整理
- 第二回：5月18日 論点整理、ヒアリング（松崎 宮城教育大学准教授）
- 第三回：6月16日 ヒアリング（梅田 日本アイ・ビー・エム株式会社 人事・ダイバーシティ企画担当部長、佐藤 東京新卒応援ハローワーク室長）等
- 第四回：7月22日 第二次まとめの取りまとめに向けた基本的な考え方の確認
ヒアリング（丸田 一橋大学保健センター教授、川島 聡 岡山理科大学総合情報学部社会情報学科准教授）
- 第五回：8月17日 第二次まとめ「骨子」の提示・議論
- 第六回：9月28日 第二次まとめ「原案」の提示・議論
- 第七回：10月31日 第二次まとめの取りまとめに向けた議論
- 第八回：11月30日 第二次まとめの取りまとめに向けた議論
- 第九回：1月30日 第二次まとめの取りまとめ（座長一任） ⇒ 平成29年3月 第二次まとめの取りまとめ（4月公表）

名簿

| | | | |
|-------|--|---------------------|--------------------------------|
| 石川 准 | 静岡県立大学国際関係学部 教授 東京大学先端科学技術研究センター 特任教授 | 高橋 知音 (座長) 竹田 一則 | 信州大学学術研究院教育学系 教授 筑波大学人間系 教授 |
| 市川 裕二 | 東京都立清瀬特別支援学校 校長 | 殿岡 翼 | 全国障害学生支援センター 代表 |
| 大島 友子 | 日本マイクロソフト株式会社技術統括室 プリンシパルアドバイザー | 西村 優紀美 | 富山大学保健管理センター 准教授 |
| 柏倉 秀克 | 日本福祉大学社会福祉学部 教授 | 広瀬 洋子 | 放送大学学園 教授 |
| 近藤 武夫 | 東京大学先端科学技術研究センター 准教授 | 村田 淳 | 京都大学学生総合支援センター 助教 |
| 白澤 麻弓 | 筑波技術大学障害者高等教育研究支援センター 准教授 | 矢澤 睦 | 仙台高等専門学校 教授 |
| 神藤 典子 | 関西大学学生相談・支援センター 事務グループ長 | (オブザーバー) | |
| 鈴木 慶太 | 株式会社Kaizen 代表取締役 | 関係府省(厚生労働省等) | 独立行政法人日本学生支援機構 |



障害のある学生の修学支援に関する検討会(平成28年度) 第二次まとめ(概要)

- 平成28年4月の障害者差別解消法の施行等を踏まえ、各大学等において障害のある学生支援の体制が整備されてきたが、**これらの学生の在籍者数の急増に伴い、今まで以上に対応が困難な状況や新たな課題が生じている。**
- こうした状況を踏まえ、**障害者差別解消法の施行を踏まえた高等教育段階における障害のある学生の修学支援の在り方**について検討を行うため、「**障害のある学生の修学支援に関する検討会**」を開催。平成29年3月に検討結果を「**第二次まとめ**」として取りまとめ。〔第二次まとめの全文や参考資料は文部科学省HPからダウンロードできます。
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/074/gaiyou/1384405.htm〕

第一次まとめの進捗状況

全体的に一定の進捗。一方で未だ不十分な部分もあり、一層の体制整備や専門人材の育成が必要。

検討の対象範囲

- 第一次まとめの検討範囲を踏襲。
- 加えて、第一次まとめで議論できなかった「教育とは直接関係しない学生の活動や生活面への配慮」も対象。(参考となる配慮事例を提示。)

差別解消法を踏まえた「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」の考え方

(1) 基本的な考え方

- 「不当な差別的取扱い」: 正当な理由なく何らかの条件を付すこと。正当かどうかは個別事案ごとに判断。一般的・抽象的理由は不適切。
- 「合理的配慮」: 第一次まとめを踏襲。「社会モデル」の理解が不可欠。

具体的な内容

(2) 大学等における実施体制

各大学の規模等を踏まえ、複数の大学等による資源の共有の工夫が重要。①事前的改善措置(中・長期的な取組)、②学内規程(対応要領や障害学生支援に関するルール)の作成・公表、③組織(主なものは意思決定機関の「委員会」、一元的対応の「専門部署・相談窓口」、調整機関の「第三者組織」)

(3) 合理的配慮の決定手順

①障害のある学生からの申出(学生自ら必要な支援申出が出来るような視点も重要。原則根拠資料必要。)、②学生と大学等による建設的対話(学生本人の意思決定を尊重)、③内容決定の際の留意事項(教育の目的・内容・評価の本質部分を変えない)、④決定内容のモニタリング

(4) 紛争解決のための第三者組織

中立的立場で調停できる組織。調停が不調の場合の学外の相談・調停窓口に関する情報の周知も重要。

各大学等が取り組むべき主要課題とその内容

(1) 教育環境の調整

変えることのできない教育の目的・内容・評価の本質を確認・維持した上で、提供方法の調整やアクセシビリティを確保する。

(2) 初等中等教育段階から大学等への移行(進学)

高等学校や特別支援学校高等部等で提供されてきた支援内容・方法等の大学等への引き継ぎの円滑化、大学等からの情報発信強化が重要。

(3) 大学等から就労への移行(就職)

障害者雇用促進に関する様々な制度やサービス、機関があり、学内にも就職支援関係部署が複数あるため、一般の学生に比べて就職活動が複雑。そのため早い段階から学生に多様な情報や機会を提供するとともに、関係機関間のネットワーク作りが重要。

(4) 大学間連携を含む関係機関との連携

地域・課題単位での多層的な連携が必要。生活面への配慮を要する相談は、福祉行政・事業者と連携し、公的サービスやボランティアも含めた幅広い支援の検討が望まれる。

(5) 障害のある学生への支援を行なう人材の養成・配置

組織的な支援を適切に行なうため、様々な専門知識や技術を有する支援人材の養成・配置が不可欠。

(6) 研修・理解促進

教職員に加えて支援補助学生を含めた学生全体に対しての理解促進の取組も重要。

(7) 情報公開:

支援に関する姿勢・方針や取組は積極的に公開する。これらの公開にあたってはアクセス可能な形で情報提供することが重要。

社会で活躍する障害学生支援センター(仮称)の形成

障害のある学生支援の充実には関係者の共通理解と努力が不可欠。また、支援の手法に関する調査・研究・開発・蓄積と、これらの成果の現場への普及・共有が必要。

→ 幹事校と連携校、連携機関(福祉・労働行政、企業等)からなるセンターの形成。

【今後の議論が望まれる課題】

障害のある留学生への支援、障害のある学生への支援に積極的な大学等への評価、障害のある学生がいることを前提にした災害対策、障害のある教職員への支援

大学等への理解啓発

第2次まとめの内容等障害のある学生の支援について、学生支援担当者や障害学生支援の担当者の集まる各種会議や研修等において理解啓発を図る。

①大学の学生支援担当者の集まる各種会議での普及啓発活動

- ・私立大学協会 学生生活指導研究委員会(H29.4.17)
- ・東海・北陸地区国立大学学生関係副学長・部課長会議(H29.5.15)
- ・東北地区国立大学法人学生関係副学長・部課長会議(H29.5.18)
- ・中国・四国地区国立大学学生関係副学長・部課長会議(H29.5.19)
- ・東海・北陸・近畿地区学生指導研究会(H29.5.24)
- ・公立短期大学協会 春季通常総会(H29.5.25)
- ・国立大学学生関係部長・課長会議(H29.6.1)

など平成29年度は計30回程度(予定)、学生支援関係者が集まる会議で、障害者差別解消法の施行を踏まえた高等教育段階における障害のある学生の修学支援の在り方などについて説明を行う。

②障害学生支援実務者育成研修会

- 日本学生支援機構の主催により、基礎プログラム約300名、応用プログラム約60名が参加予定。
- 講義・演習形式のカリキュラムにより、障害学生支援の実務者を育成することを目的として実施。

③全国障害学生支援セミナー「体制整備支援セミナー」

- 障害学生支援に関わる教職員を対象に最近の障害者施策、大学等における差別的取扱い、今後起こりうる合理的配慮の提供等をめぐる紛争、解決事例等についての講演、障害学生支援体制の整備が進展した大学等の事例の紹介等を行ない、理解啓発と大学等における体制整備の充実・強化を図る。
- 日本学生支援機構の主催により、全4回、約1,000名程度が参加予定。
- セミナーの中で、第二次まとめ等の障害学生支援についても普及啓発を図る。

④全国障害学生支援セミナー「専門テーマ別セミナー」

- 日本学生支援機構の主催により全4回、約800名程度が参加予定。
- 障害学生支援に関わる教職員を対象に障害学生支援の充実に資するため、専門的なテーマに焦点を当て、支援体制の向上に関する情報や意見交換等を行う。

社会で活躍する障害学生支援センター形成事業(仮称)

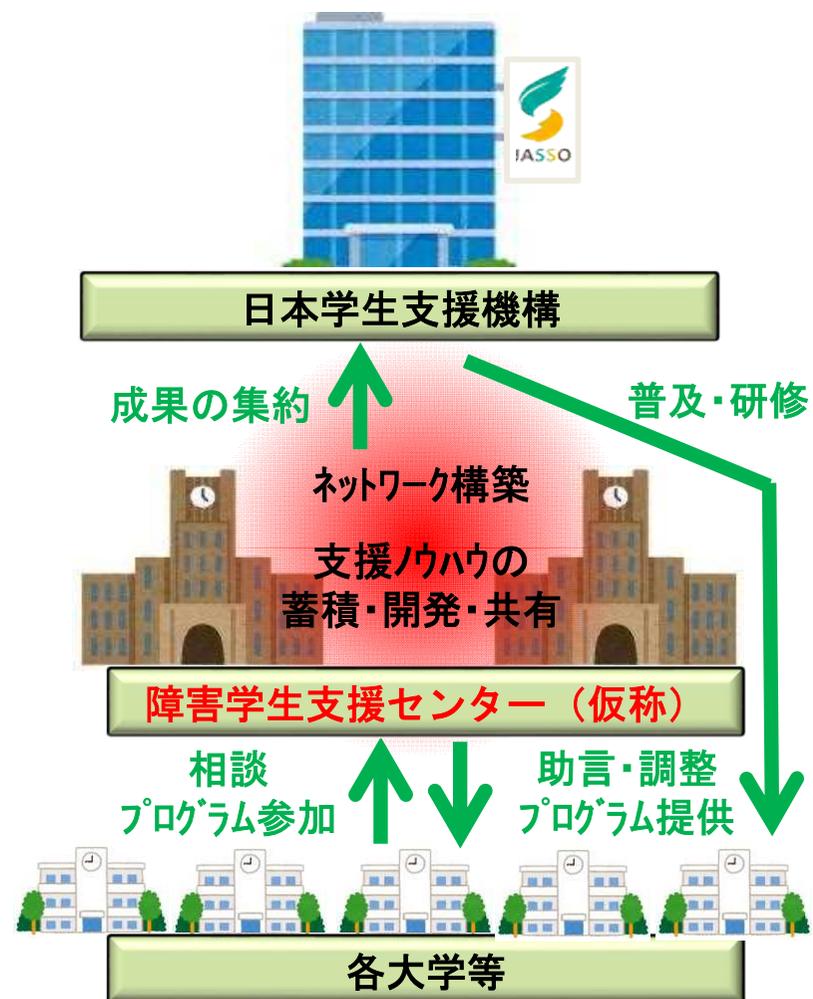
平成29年度予算額 4,500万円 : 2,250万円 × 2件(予定)

背景

- **障害のある学生数の急増**
平成22年から平成27年の5年間で約2.5倍(8,810人→21,721人)に増加。
- **「障害者差別解消法」の施行(平成28年4月)**
全ての大学等において障害者への不当な差別的取扱いの禁止・合理的配慮の提供が義務ないし努力義務とされた。
- **「ニッポン一億総活躍プラン」・教育再生実行会議「第九次提言」等**
閣議決定された政府提言等において障害のある学生支援の充実が求められている。
- **障害のある学生の修学支援に関する検討会(平成28年度)**
文部科学省において障害学生の修学支援のあり方について検討。

概要

- 障害のある誰もが活躍できる社会の実現のため、大学等における障害学生の修学・就職支援が十分に行われるのに必要な**体制整備やノウハウの蓄積・開発・共有**が求められている。
- これを受け、大学等や福祉・労働行政機関、企業等が協力し、必要な取組を連携して進めるため、「**社会で活躍する障害学生支援センター**」(仮称)を形成する。



【構成(例)】

- ・ 幹事大学
A大学
- ・ 連携大学
B大学、C大学、D大学、
E高専(複数校)
- ・ 連携機関
F県、G市、H高校、I 特別支援学校、
Jハローワーク、K社、L社 等

【取組(例)】

- ① 大学等からの相談に対しての専門的な助言の実施
- ② 専門的な知見・技術を有する支援人材の養成・派遣
- ③ 支援補助学生の養成・組織化の促進、研修の実施、他大学への派遣
- ④ 点字やテキストデータ、字幕等の各種メディア変換教材等の作成・共有
- ⑤ 障害のある学生を主な対象にしたインターンシッププログラムの開発・実施
- ⑥ 様々な分野で活躍する障害者を講師としたキャリア教育講座の開発・実施
- ⑦ 個別の支援情報に関する資料を活用した進学・就職の際の移行支援
- ⑧ これらの取組により蓄積されたノウハウを踏まえた障害のある学生支援スタンダードの構築

「特別支援総合プロジェクト特命チーム」と「障害者学習支援推進室」の設置

- 文部科学省では、障害者が生涯にわたり自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるようにすることが重要であるとの認識のもと、省内の体制を確立するため、「特別支援総合プロジェクト特命チーム」を設置するとともに、平成29年度から生涯学習政策局に「障害者学習支援推進室」を新設。
- 今後、教育、スポーツ、文化の施策全体にわたり、障害者の生涯を通じた多様な学習活動を支援するため、福祉・保健・医療・労働等の関係部局と連携した進学・就職を含む切れ目ない支援体制の整備、障害のある子供の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する特別支援教育、障害者スポーツや障害者の文化芸術活動の振興等の施策を横断的かつ総合的に推進。

特別支援総合プロジェクト 推進チーム

生涯学習政策局
生涯学習推進課
障害者学習支援推進室

室長

室長補佐 生涯学習推進課課長補佐
特別支援教育課専門官

係長

係員 生涯学習推進課係員

※網掛けの者は専任

特別支援総合プロジェクト 特命チーム

・生涯学習政策局

生涯学習推進課長
生涯学習推進課 障害者学習支援推進室長
生涯学習推進課 課長補佐
社会教育官

・初等中等教育局

特別支援教育課長
特別支援教育企画官
特別支援教育課 専門官

・高等教育局

学生・留学生課 課長補佐

・スポーツ庁

健康スポーツ課 障害者スポーツ振興室長
健康スポーツ課 障害者スポーツ振興室 室長補佐

・文化庁

芸術文化課 課長補佐

・厚生労働省(オブザーバー)

社会・援護局 障害保健福祉部
障害福祉課 課長補佐
職業安定局 雇用開発部
障害者雇用対策課 課長補佐

「特別支援教育の生涯学習化に向けて（大臣メッセージ）」等の発出

- 「特別支援教育の生涯学習化に向けて」(平成29年4月7日付 文部科学大臣メッセージ)。

～大臣メッセージ ポイント～

- 障害のある方々が、夢や希望を持って活躍できるような社会を目指していく必要。その中でも、保護者の方々は、特別支援学校卒業後の学びや交流の場がなくなることによる大きな不安を持っていること。
- 今後は、障害のある方々が生涯を通じて教育、文化、スポーツなどの様々な機会に親しむことができるよう、教育施策とスポーツ施策、福祉施策と労働施策等を連動させながら支援していくことが重要。これを「特別支援教育の生涯学習化」と表現すること。
- 各地方公共団体においても、関係部局の連携の下、国と共に取り組んでいただきたいこと。

- 併せて、同日付で、地方公共団体等への協力依頼の通知を、関係局長等※の連名にて発出。

※生涯学習政策局長、初等中等教育局長、高等教育局長、スポーツ庁次長、文化庁次長

「障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実について」依頼事項のポイント

第1 障害者の多様な学習活動を総合的に支援する取組・体制の充実について

- 障害者のライフステージ全体に着目して、多様な学習活動の支援を推進する体制を確立し、厚生労働省等とも連携しながら、教育やスポーツ、文化の施策全体にわたって一体的に推進するため、「障害者学習支援推進室」を生涯学習政策局に設置。
- 都道府県・市町村に、関係機関との連携や取組の推進を行う部署の明確化など、体制の整備・充実を依頼。

第2 障害者の生涯学習支援活動に係る文部科学大臣表彰のための推薦について

- 障害者の生涯学習を支える活動を行う団体等を表彰予定※1。適切な候補の推薦を依頼。

※1:平成29年5月9日付で都道府県等に推薦依頼済。

第3 障害者スポーツ振興を総合的に推進するための体制整備について

- スポーツ事務の一元化を含め、障害者スポーツ振興を総合的に推進するための体制整備を依頼。

第4 「Specialプロジェクト2020」について

- 全国の特別支援学校においてスポーツ、文化、教育の祭典を開催するため、モデル事業を実施。都道府県の関係部署や関係団体等が連携して、プロジェクトの推進に向けた体制の構築を依頼。

第5 障害者による文化芸術活動の充実について

- 障害者の優れた文化芸術活動の取組の調査研究や、成果発表の公演などの支援を実施。
- 障害者の個性と能力の発揮、社会参加の促進、相互理解につながる文化芸術活動の充実を依頼。

第6 特別支援教育におけるスポーツ・文化芸術活動等の取組の充実

- 近日中に告示予定※2の特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の趣旨を踏まえ、障害のある児童生徒のスポーツ・文化芸術活動等の充実を依頼。
 - 多くの特別支援学校で行われている卒業生のフォローアップ等について、障害のある子供たちが円滑に次のステージに進めるよう取組の充実を依頼。
- ※2:平成29年4月28日付で告示済。

第7 小学校等における障害者に対する理解の推進

- 告示した幼稚園・小学校・中学校の学習指導要領等の趣旨を踏まえ、学校教育における障害者に対する理解に関する取組の充実を依頼。

第8 高等教育における障害のある学生支援に関する検討

- 大学等における障害のある学生の修学支援の在り方について、検討結果を「第二次まとめ」として取りまとめた。これを広く周知し、共通理解と連携を深め、取組の充実を努めるよう依頼。

平成29年度予算事業・今後の取組

- 今後、以下の平成29年度予算事業を推進。
- 併せて、①障害者の生涯学習支援活動に係る文部科学大臣表彰、②平成29年度事業の障害者支援の観点からの総点検、③各方面への周知・機運醸成、などを進める。
- さらに、既存の施策の充実に加え、学校卒業後も教育、文化、スポーツに親しむための支援策について、ニーズを十分に捉えながら、平成30年度概算要求なども視野に検討を進める。

障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実に関する主な平成29年度予算事業

○Specialプロジェクト2020（新規）7,600万円

【担当：スポーツ庁健康スポーツ課障害者スポーツ振興室】

2020年東京大会のレガシーとして共生社会を実現するため、2020年に全国の特別支援学校でスポーツ・文化・教育の全国的な祭典を開催するためのモデル事業や、特別支援学校等を活用した地域における障害者スポーツの拠点づくり事業等を実施

○特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目のない支援体制整備（新規）3億4,500万円の内数

【担当：初等中等教育局特別支援教育課】

特別な支援を必要とする子供について、就学前から卒業後にわたる切れ目のない支援体制の整備を促すため、教育部局と福祉・保健・医療・労働等の部局が連携し一貫した支援体制を構築する地域を支援

○地域学校協働活動推進事業（拡充）64億3,500万円の内数

【担当：生涯学習政策局社会教育課地域学校協働推進室】

コーディネーターを中心として、地域と学校の連携・協働の下、幅広い地域住民等が参画し、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え地域を創生する「地域学校協働活動」を、特別支援学校を含め、全国的に推進

○障害者の文化芸術活動の充実（拡充）116億円の内数

【担当：文化庁芸術文化課】

・戦略的芸術文化創造推進事業 7.0億円の内数

芸術文化の振興に必要な芸術活動や障害者の優れた芸術活動の調査研究、国内外での成果発表のための公演・展覧会の開催等を実施

・文化芸術による子供の育成事業 52.2億円の内数

特別支援学校の子供たちへの文化芸術の鑑賞・体験機会を提供
小中学校等の子供たちへ障害のある芸術家等による文化芸術の鑑賞・体験機会を提供

・文化芸術創造活用プラットフォーム形成事業 29.6億円の内数

地域の文化芸術資源（現代アート・メディア芸術・工芸・障害者芸術など）を活用した、地域経済の活性化や共生社会の実現につながる先進的な取組等を支援

○社会で活躍する障害学生支援センター形成事業（新規）4,500万円

【担当：高等教育局学生・留学生課】

大学等や福祉・労働行政機関、企業等が協力し、障害のある学生の修学・就職支援を連携して進める「社会で活躍する障害学生支援センター」を形成

参 考 资 料

障害者施策の流れ

- 平成18年12月 国連総会にて「障害者の権利に関する条約」採択
- 平成19年 9月 条約に日本署名(賛同)
- 平成23年 8月 「障害者基本法」の改正
- 平成24年12月 「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告(第一次まとめ)」の取りまとめ → **取り組むべき事項及び取り組む際の観点を整理**
- 平成25年 6月 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(「障害者差別解消法」)の公布
9月 「第3次障害者基本計画」閣議決定
- 平成26年 1月20日 条約の批准書を国連に寄託 ⇒ 2月19日効力発生
- 平成27年 2月24日 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」閣議決定
10月30日 国立大学協会にて国立大学の「国等職員対応要領」雛形の作成・提供
11月 9日 私立の大学・短期大学・高等専門学校を含む関係事業者への「文部科学省事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」の告示
- 平成28年 4月 「障害者差別解消法」の施行
- 平成29年 3月 「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)」の取りまとめ → **取組の具体的な進め方と留意事項を整理**



大学等への支援①

財政支援

- 国立大学法人運営費交付金：平成25年度より、障害者向け情報発信促進等経費として、既に障害のある学生への支援を専門的に担当する部署を設置し、専属の教職員を配置している大学に対する教員経費を計上
- 私立大学等経常費補助金（一般補助）：平成25年度より、障害学生の受入れや修学支援等に積極的に取り組んでいる私立大学等に対して、これまで講じてきた私学助成における加算措置を拡充

日本学生支援機構による支援

- 「全国障害学生支援セミナー」等、障害のある学生の修学支援の充実に資するための教職員を対象とした研修会やワークショップを開催
- 大学等の教職員のための、以下の調査の実施やガイドの作成
 - ・「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」
 - ・「教職員のための障害学生修学支援ガイド」
 - ・「障害のある学生への支援・配慮事例」
- 「障害学生修学支援ネットワーク事業」：障害学生に対する先進的な支援を行っている大学を拠点校（9校※）とし、日本学生支援機構と協力してセミナーや他大学からの相談受付を実施

※札幌学院大学、宮城教育大学、筑波大学、富山大学、日本福祉大学、同志社大学、関西学院大学、広島大学、福岡教育大学

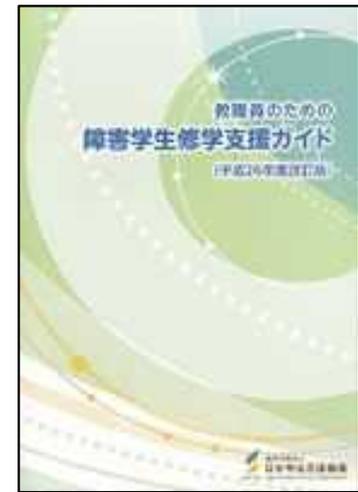


大学等への支援②

「教職員のための障害学生修学支援ガイド」

WebサイトURL http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/guide_kyouzai/guide/index.html

障害のある学生の支援にあたり、支援の基本的な考え方や参考となる情報を掲載。
右図の冊子の他、日本学生支援機構のHPにも掲載。(平成29年度改定予定)



共通

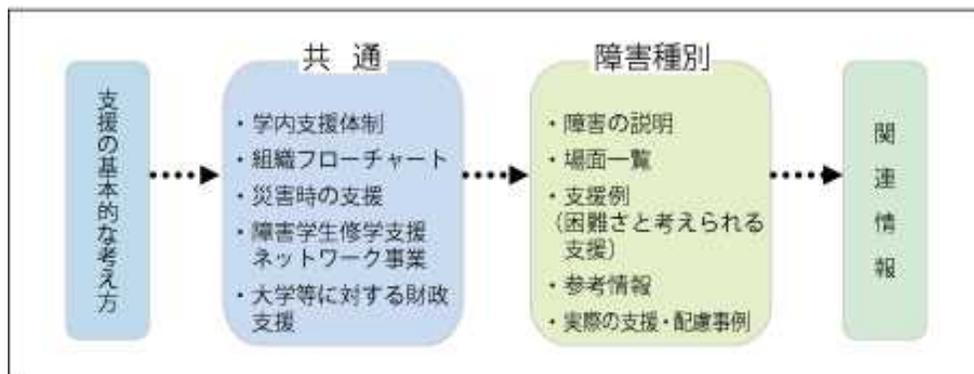
学内の支援体制の整備に参考となる情報を掲載

障害種別

各障害の特徴の説明や、支援が求められる場面一覧、具体的な支援方法を掲載

関連情報

障害のある学生の支援に参考となるウェブサイトや図書等を掲載



「教職員のための障害学生修学支援ガイド」(平成26年度改訂版)

以下は、「教職員のための障害学生修学支援ガイド(平成26年度改訂版)」の、冊子内容をPDF化したものです。

- (日本学生支援機構HPより抜粋)
- PDF 表紙:(PDF:573KB)
 - PDF はじめに:(PDF:762KB)
 - PDF 目次・本ガイドをご利用になる前に:(PDF:994KB)
 - PDF 高等教育における障害のある学生支援の基本的な考え方:(PDF:936KB)
 - PDF 共通:(PDF:1,340KB)
 - PDF 視覚障害:(PDF:1,379KB)
 - PDF 聴覚障害1(障害理解、場面一覧):(PDF:732KB)
 - PDF 聴覚障害2(支援例 入学まで):(PDF:1,229KB)
 - PDF 聴覚障害3(支援例 学習支援):(PDF:1,647KB)
 - PDF 聴覚障害4(支援例 環境整備・学生生活支援・就職支援・キャリア形成支援・災害時の緊急対応):(PDF:1,421KB)
 - PDF 肢体不自由:(PDF:1,544KB)
 - PDF 病弱・虚弱:(PDF:1,180KB)
 - PDF 発達障害1(支援例 入学まで):(PDF:1,229KB)
 - PDF 発達障害2(支援例 学習支援他):(PDF:1,161KB)
 - PDF 精神障害:(PDF:1,121KB)
 - PDF 支援・配慮事例(PDF:986KB)
 - PDF 関連情報(ウェブサイト・図書・奨学金・学生保険等):(PDF:1,303KB)
 - PDF 協力者一覧:(PDF:843KB)
 - PDF 索引:(PDF:862KB)
 - PDF 奥付・裏表紙:(PDF:897KB)

※ 当該HPは、リニューアルにより一部変更されている場合があります。



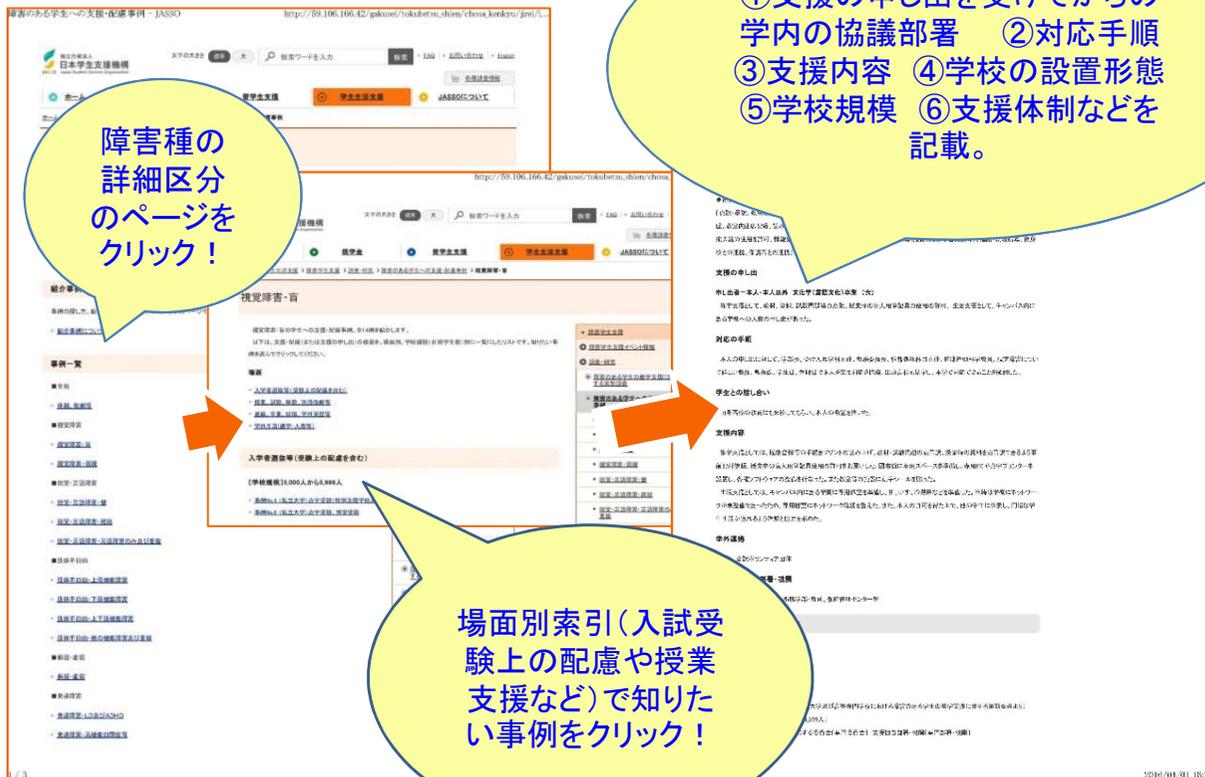
大学等への支援③

「大学等における障害のある学生への支援・配慮事例」

WebサイトURL

http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/jirei/index.html

日本学生支援機構のHPにおいて、大学等の支援・配慮事例(視覚障害、聴覚・言語障害、肢体不自由、病弱・虚弱、発達障害、精神障害の計188例)を紹介



※ 当該HPは、リニューアルにより一部変更されている場合があります。

視覚障害

- 点訳・墨訳
- 教材の拡大等

聴覚・言語障害

- パソコンテイク・ノートテイク
- 手話通訳等

肢体不自由

- 教室内座席配慮
- 実技・実習配慮等

病弱・虚弱

- 試験時間延長・別室受験等

発達障害

- 注意事項等文書伝達
- 休憩室の確保
- 学習指導(履修・学習方法等)
- 社会的スキル指導
(対人関係、自己管理等)等



大学等への支援④

「障害者差別解消法」施行に伴う障害学生に関する紛争の防止・解決等事例集(JASSO)

平成28年度に事例収集し29年度に公表

背景

- 平成28年4月の「障害者差別解消法」の施行に伴い、すべての国公立大学等において、学生を含む障害者への差別的取扱い及び合理的配慮の不提供の禁止が義務化ないし努力義務化された。
- これに伴い、法施行後に、障害学生と大学等との間における、これらの差別的取扱いや合理的配慮の不提供に関する相談や紛争の増加が予想される。
- したがって、日本学生支援機構において、これらの紛争の防止や解決に関する具体例や裁判例を収集・分析・公表・普及することにより、大学等における障害学生支援の取組を促進することが重要となっている。

取組

- **収集**
 - 平成28年度以降、新たに発生したものに、平成27年度以前のものも加えた、障害学生と大学等の間で発生した差別的取扱い、紛争の防止及び解決に関する具体例を以下の方法により収集。
 - ・ 大学等への調査票の配布・回収
 - ・ 随時の情報提供の受付
- **分析**
 - 収集した事例を基に、有識者からなる協力者会議にて、詳細な分析を行う。
- **公表・普及**
 - 収集事例と分析結果はHP上で公表する他、事例普及セミナーを開催し、大学等関係者への普及活動を行う。

→ 文部科学省も協力し、日本学生支援機構が有識者による協力者会議を開催し、当該会議での議論を踏まえて大学等を含む関係機関に調査への協力を依頼。

